フロン回収破壊法
第一種特定製品の回収に関する運用の手引き
（第１版）

平成１３年１２月１４日

経済産業省製造産業局オゾン層保護等推進室
経済産業省製造産業局産業機械課
環境省地球環境局環境保全対策課

目次

頁

はじめに -------- 1

Ⅰ．本運用の手引きの位置付け及びフロン回収破壊法の概要

1　本「運用の手引き」の位置付け -------- 1

2　フロン回収破壊法の概要 -------- 1

(1)目的

(2)定義

3　フロン類の放出の禁止 -------- 4

4　第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）に係る制度の概要 ---- 4

5　フロン回収破壊法の施行期日及び経過措置 -------- 5

(1)施行期日

(2)経過措置

Ⅱ．第一種特定製品からのフロン類の回収

1　第一種フロン類回収業者の登録 -------- 6

(1)第一種フロン類回収業者の登録を必要とする者

(2)第一種フロン類回収業の登録先

(3)登録申請

2　申請後の手続等 -------- 8

(1)都道府県による登録の実施

(2)登録の更新

(3)登録の変更届出

(4)廃業等の届出

(5)都道府県による登録の抹消

(6)都道府県による登録の取消し等

3　第一種フロン類回収業者の引取り -------- 11

4　フロン類の回収に関する基準 -------- 12

(1)圧力の換算

(2)冷媒の圧力区分

(3)フロン類の回収の基本手順と確認事項

(4)十分な知見を有する者

5　第一種フロン類回収業者の引渡し -------- 17

6　フロン類の運搬に関する基準 -------- 18

(1)フロン類の運搬に関する基準

(2)高圧ガス保安法上の規制

7　第一種フロン類回収業者の記録 -------- 19

8　都道府県への報告 -------- 20

9　主務大臣への通知 -------- 21

Ⅲ．特定製品の表示（第一種特定製品の表示に関する考え方） -------- 22

Ⅳ．特定製品の整備の際の遵守事項 -------- 25

Ｖ．資料

１　フロン類の種類 -------- 26
２　第一種特定製品の種類 -------- 27
３　登録申請書の記載要領 -------- 28
４　同一区域内にフロン類の回収を行う事業所が複数の場合の申請方法 -------- 29
５　フロン回収破壊法に係る各都道府県登録窓口（第一種フロン類回収業者） -------- 30
６　フロン類回収装置の種類及び能力一覧表 -------- 32
７　法第１１条第１項各号に該当しない者であることを誓約した書面の例 -------- 36
８　登録審査評価事例 -------- 37
９　都道府県による第一種フロン類回収業者登録通知書の例 -------- 38
１０　第一種フロン類回収業者記録参考様式 -------- 39

はじめに

エアコンの冷媒等として使用されているフロン類のうちＣＦＣ、ＨＣＦＣは、大気中に排出されるとオゾン層を破壊する効果があるため、オゾン層保護法により段階的に生産を廃止しており、代替フロンへの転換等が進みつつあります。

しかし、オゾン層保護の観点からは、過去に生産され、エアコン等の中に冷媒として充てんされているフロン類が排出しないように、これを回収・破壊することも大切であり、また、ＨＦＣは、オゾン層を破壊する効果はありませんが、温室効果ガスであるので、地球温暖化防止の観点からは、これも回収・破壊することが求められます。

これまで、地方公共団体、（社）日本冷凍空調工業会、（社）日本冷凍空調設備工業連合会、（社）日本自動車工業会等が自主的に回収制度を運用していますが、回収・破壊を徹底するためには、ユーザーの協力や参加事業者の拡大が必要です。

このため、平成 13 年 6 月に、特定製品が廃棄される際にフロン類を回収すること等を義務付けた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が制定・公布されました。

なお、第一種特定製品（業務用冷凍空調機器関係）に関連する政省令は、平成 13 年 12 月に公布されました。

Ⅰ．本運用の手引きの位置付け及びフロン回収破壊法の概要

１．本「運用の手引き」の位置付け

本運用の手引きは、「フロン回収破壊法」の円滑な施行に当たり、法律、政省令等の考え方を事業者や地方公共団体等の関係者向けに、第一種特定製品（業務用冷凍空調機器関係）に関する事柄を中心に解説したものです。今回は初版であり、今後のさらなる検討や運用状況等を踏まえ、さらに改訂を重ねる予定です。

２．フロン回収破壊法の概要【図１参照】

(1) 目的

フロン類の大気中への排出を抑制するため、「特定製品」からのフロン類の回収・破壊の促進等に関するシステム及び国、地方公共団体、事業者等の責務を定めたものです。

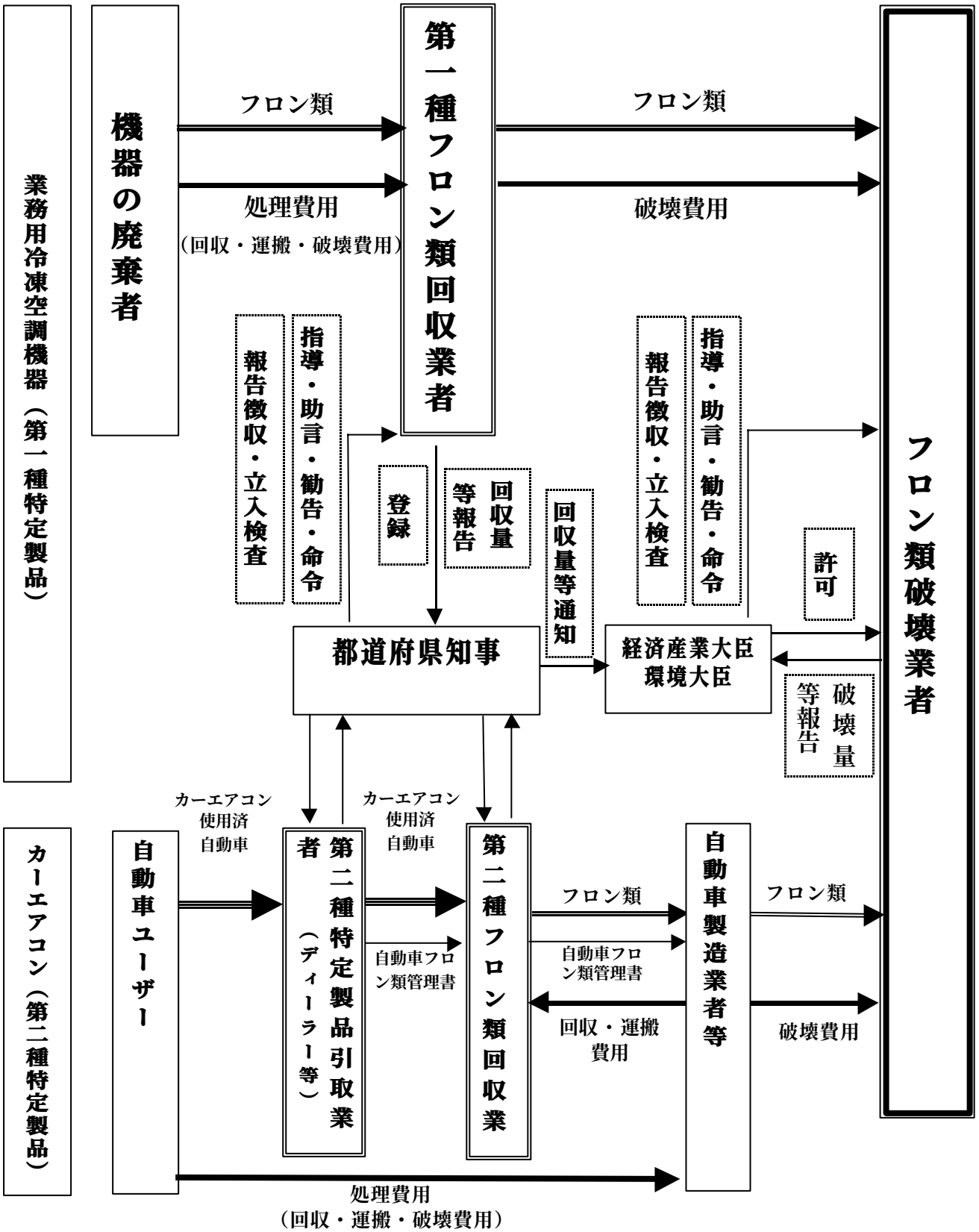

図１．フロン回収破壊法の概略

(2) 定義

①フロン類

> **法第二条第一項：この法律において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第三項第四号に掲げる物質をいう。**

「フロン類」とは、オゾン層破壊物質であるクロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）とハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）、オゾン層破壊物質ではないが温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）です。

以下、「フロン類の種類」は、①ＣＦＣ、②ＨＣＦＣ、③ＨＦＣの３区分に分類します。【Ⅴ．１参照】

②第一種特定製品及び第二種特定製品

> **法第二条第二項：この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）であって、冷媒としてフロン類が充てんされているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。**
>
> **１　エアコンディショナー**
>
> **２　冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）**
>
> **第三項：この法律において「第二種特定製品」とは、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（政令で定めるものを除く。）をいう。以下同じ。）に搭載されているエアコンディショナー（人用のものに限る。）であって、冷媒としてフロン類が充てんされているものをいう。**

「第一種特定製品」とは、業務用冷凍空調機器、即ちフロン類が充てんされている業務用のエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器（フロン類が充てんされた自動販売機を含みます。）です。

第二項第１号のエアコンディショナーには、例えば、事業所で使われる

パッケージエアコンがあります。第２号の冷蔵機器及び冷凍機器には、例えば、ショーケースや自動販売機があります。

以下、「第一種特定製品の種類」は、当該製品の充てん量も考慮し、①エアコンディショナー（フロン類の充てん量が５０kg未満）、②冷蔵機器及び冷凍機器（フロン類の充てん量が５０kg未満）、③フロン類の充てん量が５０kg以上の第一種特定製品の３区分に分類します【Ⅴ．２参照】。

※「第一種特定製品」と「第二種特定製品」の見分け方

「第二種特定製品」は、①被けん引車、②二輪自動車、③特殊自動車を除く、自動車に搭載されている人用のエアコンディショナーです。自動車に搭載されていても、「第二種特定製品」に該当せず、業務用のエアコンディショナーは「第一種特定製品」として取り扱われますので、注意してください。

例. (ア)冷凍車：運転席用に使用しているエアコンであれば第二種特定製品ですが、架装部専用のエアコンは人用ではないので、第一種特定製品。

(イ)ブルドーザー、ホイルクレーン等：③に該当するので、運転席部分のエアコンも第一種特定製品、

(ウ)バスのエアコン：①、②、③に該当せず、かつ、人用なので、第二種特定製品。

(エ)鉄道車輌用、船舶用のエアコン：自動車ではないので、第一種特定製品。

なお、家庭用冷蔵庫及び家庭用エアコンは本法においては対象となっていませんが、これは平成１３年４月から完全施行された「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」で、別途フロン回収の仕組みが整備されているためです。

３．フロン類の放出の禁止

何人も、みだりに特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を大気中に放出してはなりません。違反者には１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金が科せられます。

４．第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）に係る制度の概要

廃棄される業務用冷凍空調機器に充てんされているフロン類を回収する業者は、第一種フロン類回収業者として、その業を行おうとする区域を管轄する都道府県の登録を受けなければなりません。

業務用冷凍空調機器を廃棄しようとするユーザー（第一種特定製品廃棄者）は、フロン類を第一種フロン類回収業者に引き渡し、回収・運搬・破壊

に要する適正な料金を支払わなければなりません。逆に、第一種フロン類回収業者は正当な理由がない限り、そのフロン類を引き取らなければなりません。

また、第一種フロン類回収業者は、省令で定める回収基準に従ってフロン類を回収し、これを自ら再利用する場合等を除き、経済産業大臣及び環境大臣の許可を受けたフロン類破壊業者に対し、省令で定める運搬基準に従って引き渡すとともに、破壊に要する適正な料金を支払わなければなりません。

なお、第一種フロン類回収業者は、年度毎に回収量等を都道府県に報告しなければなりません。

５．フロン回収破壊法の施行期日及び経過措置

(1)施行期日

「フロン回収破壊法」は平成１４年４月１日から施行されます。

ただし、第一種フロン類回収業者の登録及びフロン類破壊業者の許可については、平成１３年１２月２１日から開始されます。

なお、第二種特定製品については、第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者の登録については、平成１４年４月１日から、フロン類の回収に係る義務等については、平成１４年１０月３１日まで（※）に施行されます。

（※）平成１４年１０月３１日までの間で政令で定められます。

(2)経過措置【図２参照】

平成１３年１２月２１日現在、第一種特定製品からのフロン類の回収を行っている業者の方には経過措置が設けれられています。平成１４年６月２０日までは、第一種フロン類回収業者の登録を受けなくても、引き続き当該業務を行うことができます。ただし、平成１４年４月１日以降は、登録を受けた第一種フロン類回収業者とみなされ、引取・引渡義務、回収・運搬基準の遵守義務、記録・報告義務や関連する罰則等について適用を受けることになります。

なお、平成１４年６月２０日までの間に登録申請された場合には、登録、または登録の拒否の処分があるまでは、平成１４年６月２１日以降も引き続きその業務を行うことができます。

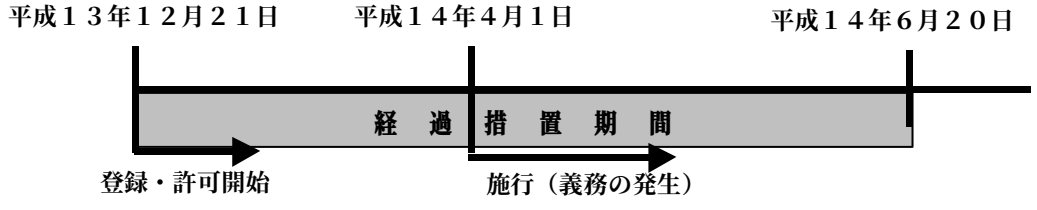

図２．施行日と経過措置

Ⅱ．第一種特定製品からのフロン類の回収

１．第一種フロン類回収業者の登録

(1)第一種フロン類回収業者の登録を必要とする者

廃棄される第一種特定製品から冷媒として充てんされているフロン類の回収を行おうとする者は、都道府県の登録を受けなければなりません。

また、第一種特定製品を廃棄する際、廃棄者自らそのフロン類の回収を行う場合にも登録が必要です。

なお、登録を受けないでフロン類の回収を業として行った者には、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金が科せられます。

(2)第一種フロン類回収業の登録先

フロン類回収業務を行う区域とは、都道府県単位を指し、その区域の事業所の所在の有無にかかわらず、当該区域を管轄する都道府県知事の登録を受けることが必要です。

例えば、○○県の業者が、○○県以外に▲▲県でも回収を行う場合には、○○県と▲▲県の両方に登録が必要です。

(3)登録申請

①登録申請

ア．登録申請の際の申請書は、【省令様式第一参照】に従って作成することになります【Ⅴ．３参照】。同一区域内において、フロン類の回収を行う事業所が複数の場合の申請方法については、【Ⅴ．４参照】によることができます。

イ．申請先及び申請方法については、都道府県の担当課【Ⅴ．５参照】に相談してください。

ウ．登録申請手数料は、都道府県によって相違しますので担当課に確認が必要です。

②主務省令で定める添付書類

ア．本人を確認できる書類

・個人の場合は、発行日より３ヶ月以内の住民票等の写し

・法人の場合は、発行日より３ヶ月以内の登記簿謄本

イ．フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類

・自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し。

・自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し

ウ．フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

申請書に記載された以下の項目について、それを説明する書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写しが必要です。

○フロン類の回収設備の種類

・ＣＦＣ用
・ＨＣＦＣ用
・ＨＦＣ用
・ＣＦＣ・ＨＣＦＣ兼用
・ＣＦＣ・ＨＦＣ兼用
・ＨＣＦＣ・ＨＦＣ兼用
・ＣＦＣ・ＨＣＦＣ・ＨＦＣ兼用

○回収設備の能力

・２００g／min 未満
・２００g／min 以上

現在使用されているフロン類の回収設備について、その種類及び能力の一覧を示します【Ⅴ．６参照】。登録申請の際に必要となる「回収設備の種類」と「能力を示す書類」を作成（又は確認）する場合の参考としてください。

なお、一覧表における回収能力については、冷媒回収推進・技術センター（ＲＲＣ）規格「冷媒回収装置回収能力試験基準」に基づいたものです。この一覧表にない回収設備については、申請の際にＲＲＣ規格を参照するなどして、回収能力を確認した書類を添付してください。

ＲＲＣ規格の詳細等については、以下の連絡先にご照会ください。

・冷媒回収推進・技術センター
（（社）日本冷凍空調工業会内）
電話番号：０３－３４３２－１６７１

エ．申請者等が法に定める欠格要件（※）に該当しないことを説明する書面

申請者等が法第十一条第一項各号に該当しない者であることを誓約した旨の書面【Ⅴ．７参照】を添付してください。

（※）欠格要件

・成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの。
・法律に違反して罰金以上の刑に処せられ、２年を経過しないもの。

・登録を取り消され２年を経過しないもの　　等々

③備考欄について

申請書の備考欄には、申請に係る事項の補足的説明やフロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の氏名等を任意に記載することができます。

④その他（参考として添付してもよい資料）

申請書備考欄に記載した事項等について、都道府県が自らの判断で、申請書に以下のような資料を参考として任意で添付してもらうこととしても構いません。

・フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者が有する資格に関する資料
・フロン類の回収業務の経験に関する資料

⑤登録審査評価事項

審査の基準としては、以下の要件を満たす事業者について登録が行われます【Ⅴ．８参照】。

ア．フロン類の回収に使用する回収設備の種類が、回収しようとするフロン類の種類に対応していること。

イ．フロン類の充てん量が５０kg 以上の第一種特定製品の場合には、回収設備が１分間に２００ｇ以上のフロン類を回収できる能力を有すること（複数の回収設備の能力の合計でも良い。）。

２．申請後の手続等

(1) 都道府県による登録の実施

①第一種フロン類回収業者登録簿への登録について

都道府県は、登録申請に基づいて、登録を行う際には、第一種フロン類回収業者登録簿に以下の項目を記載することになります。

第一種フロン類回収業者登録簿は、特に様式は定められていませんが、一般の方が閲覧できる状態にしておくことが必要です。

〈法第１０条による必須項目〉

・登録番号
・登録年月日
・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・事業所の名称及び所在地
・業務対象の第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロ

ン類の種類

〈記載した方がよい項目〉

・有効期限満了年月日

②申請者への通知について【Ⅴ．９参照】

都道府県は、第一種フロン類回収業者登録簿に登録した後、申請者に、登録した旨を通知することになります。

また、登録の更新あるいは、変更の届出があった場合にも、登録申請時と同様に、第一種フロン類回収業者登録簿へ必要事項を記載し、その旨を通知することになります。

なお、登録を拒否した時は、理由を示して申請者に通知することになります。

(2)登録の更新

①有効期間

第一種フロン類回収業者は、登録を受けてから５年以内にその更新を受けなければなりません。登録の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失います。登録の更新の申請は、有効期間内の任意の時点で申請することができます。

②更新の申請書

更新の申請書や必要な添付資料などについては、新規登録の場合と同様です。

③更新後の有効期間

登録の更新の申請があった場合には、登録の更新が行われた日から５年が有効期間です。

なお、登録の有効期間の満了日までに、都道府県へ更新の申請が行われたものの、申請後に登録の有効期間の満了日を超えた時、都道府県による登録（あるいは、登録の拒否）の手続きが完了するまでは、前の登録は有効です。この場合、新たな登録の有効期間は、前の登録の有効期限の満了の日の翌日から５年です。

(3)登録の変更届出

①変更の届出が必要な場合

第一種フロン類回収業者として登録を受けた者が、以下の事項を変更した場合、変更届出【省令様式第二参照】が必要となります。

・氏名又は名称及び住所並びに法人の場合の代表者の氏名

・事業所の名称及び所在地

・その業務に係る第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類（※）

（※）登録申請した「回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類」に係る変更です。

・回収の用に供する設備の種類（※）

（※）登録申請した「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」のうち、「設備の種類」に係る変更です。例えば、申請時に「ＣＦＣ用」１台、「ＨＦＣ用」１台を所有していたが、「ＣＦＣ・ＨＣＦＣ兼用」を１台追加（又は買い換え）を行った場合は対象です。しかし、「ＣＦＣ、ＨＣＦＣ、ＨＦＣ兼用」を１台所有していたが、さらに「ＣＦＣ、ＨＣＦＣ、ＨＦＣ兼用」を１台追加（又は買い換え）を行った場合は、対象ではありません。

②届出の期限

変更があった日から３０日以内に、その届出に係る変更後の書類を添付して登録を受けた都道府県に届け出なければなりません。

(4)廃業等の届出

法人が合併により消滅した場合やフロン類回収業を廃止した場合、該当するに至った日から、３０日以内に登録を受けた都道府県に届け出なければなりません。

(5)都道府県による登録の抹消

①５年ごとの更新を受けなかった場合や回収業を廃止した場合等は、登録はその効力を失うこととなります。その際には、都道府県は第一種フロン回収業者の登録を抹消しなければなりません。

②法に基づく処分に違反した時などは、都道府県は登録を取消すことができますが、取り消した場合も①と同様に第一種フロン回収業者の登録を抹消しなければなりません。

(6)都道府県による登録の取消し等

都道府県は、第一種フロン類回収業者が次のような事項に該当するときは、登録の取消しなどの処分を行うことができます。処分を行ったときは、その理由を示して、申請者に通知しなければなりません。

・不正の手段により、フロン類回収業者の登録を受けたとき。

・回収の用に供する設備が「登録基準」に適合しなくなったとき。

・登録の拒否要件である「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」等に該当することとなったとき。

・この法律に基づく処分等に違反したとき。

３．第一種フロン類回収業者の引取り

①引取り義務

第一種特定製品廃棄者は、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類回収業者にフロン類の引取りを依頼しなければなりません。

引取りを求められた第一種フロン類回収業者は、フロン類の回収に関する基準【Ⅱ．４参照】に従って、フロン類を回収しなければなりません。

ただし、正当な理由がある場合には、引取り義務は免除されます。

②引取り義務を免除される正当な理由

第一種フロン類回収業者が引取り義務を免除される「正当な理由」とは、下記のようなものが考えられます。

１）天災等不可抗力の要因によるもので、回収に係る安全が確保できない場合

（例）・地震、水害などにより、回収作業場所の安全が確保できない場合

・事業所が天災等により被害を受け、回収・引取りが物理的に不可能な場合

２）引取りに係る社会通念上適正な料金の支払いが見込まれない場合

（例）・回収費用について、折り合いが付かない場合（回収事業者が極端に高い費用を請求する場合を除く）

３）技術的な理由等により適切な回収を行うことができないと見込まれる場合

（例）・特定製品に充てんされているフロン類の種類が不明な場合

・特定製品のシステムが大規模であったり、機構が複雑であるなど回収事業者の技術・装置等では適切に対応できない場合

・回収業者が限定された製品（例えば自動販売機）のみを扱っていて、それ以外のものの回収を依頼された場合

４）引取り又は回収を行うことが違法行為を形成する場合

（例）・本法及び他の法令（例えば、「高圧ガス保安法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」など）の規定に違反することが明らかな場合

４．フロン類の回収に関する基準

法第二十条第二項　第一種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って、フロン類を回収しなければならない。

（第一種フロン類回収業者等によるフロン類の回収に関する基準）

省令第六条　法第二十条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　第一種特定製品の冷媒回収口における圧力（絶対圧力をいう。以下同じ。）の値が、一定時間が経過した後、別表第１の上欄に掲げるフロン類の圧力区分に応じ、同表の下欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。ただし、法第六十七条第一項に規定する第一種特定製品の整備に際して当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収を行う場合であって、冷凍サイクル（第一種特定製品中の密閉された系統であって、冷媒としてフロン類が充てんされているものをいう。）に残留したフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合にあっては、この限りでない。

二　フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

別表第１

フロン類の圧力区分	圧力
低圧ガス（常用の温度での圧力が 0.3 Mpa 未満のもの）	0.03 MPa
高圧ガス（常用の温度での圧力が 0.3 Mpa 以上 2 MPa 未満であって、フロン類の充てん量が２kg未満のもの）	0.1 MPa
高圧ガス（常用の温度での圧力が 0.3 MPa 以上 2 MPa 未満であって、フロン類の充てん量が２kg以上のもの）	0.09 MPa
高圧ガス（常用の温度での圧力が 2 MPa 以上のもの）	0.1 MPa

第一種特定製品からフロン類を回収する場合には、省令で定められている回収基準に従って、フロン類を回収しなければなりません。具体的には、第一種特定製品に充てんされているフロン類の圧力、充てん量に応じて、冷媒

回収口の圧力が所定の圧力以下になるよう吸引することが必要です。確実な回収を行うには、この所定の圧力以下まで吸引をしなければなりません。

また、適切な回収の実効をあげるために、フロン類を回収する際には、回収方法について十分な知見を有する者が回収を行う、あるいは、回収に立ち会うことが定められています。

(1)圧力の換算

省令の別表第１に記載されている圧力値は、絶対圧力をＳＩ単位で示したものです。絶対圧力とゲージ圧力との対応について表１に示しましたので実際に回収作業をされる時に参考としてください。

表１　絶対圧力とゲージ圧力の対応について

	単位	省令で扱っている圧力値				
SI単位(絶対圧力)	Mpa	2	0.3	0.1	0.09	0.03
SI単位(ゲージ圧力)	Mpa	1.9	0.2	0	-0.01	-0.07
工学単位(ゲージ圧力)	kgf/cm^2	19	2	0	-0.1	-0.7
真空圧力	mmHg			0	-100	-500

(2)冷媒の圧力区分

省令における回収基準ではフロン類の圧力により、①低圧ガス（常用の温度での圧力が０．３Mpa未満）、②高圧ガス（常用の温度での圧力が０．３Mpa以上２Mpa未満）、③高圧ガス（常用の温度での圧力が２Mpa以上）の３区分に分類されています。表２に省令のフロン類の圧力区分に該当する主要な冷媒フロンの種類を示しましたので参照してください。

①低圧ガス（常用の温度での圧力が０．３Mpa未満）

低圧ガスは、高圧ガス保安法の適用を受けません。また、低圧ガスは、低圧型遠心冷凍機にしか使用されていません。低圧ガスは沸点が高く常温で液体状態であること、及び、低圧型遠心冷凍機におけるフロン類の充てん量が100ｋｇ～数トンと極めて大きいために、回収に当たっては専門の技術を要します。

②高圧ガス(常用の温度での圧力が0.3 Mpa以上2Mpa未満)

高圧ガス保安法の適用を受けるフロン類で、最も一般的に使われています。高圧ガス保安法の技術基準に適合した回収装置を用いてフロン類の回収を行う場合は、高圧ガス保安法の適用除外となりますが、その他の方法によってフロン類を回収する場合は、高圧ガス保安法に基づいて高圧ガス製造の届出等が必要になります。

③高圧ガス(常用の温度での圧力が 2MPa 以上)

温度が極めて低い特殊冷凍機器に用いられるフロン類です。高圧ガス保安法の適用を受けます。対応する冷凍機は、比較的小型で、回収の対象となるフロン類の量は少ないです。

高圧ガス保安法上、高圧ガス保安法の技術基準に適合した回収装置を用いてフロン類の回収を行う場合は、法の適用除外となりますが、その他の方法によってフロン類を回収する場合は、高圧ガス保安法に基づいて高圧ガス製造の届出等が必要になります。

表２　フロン類の圧力区分と該当する主要な冷媒の対比

フロン類の圧力区分	フロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
低圧ガス	R11,R113	R123	
高圧ガス(常用の温度での圧力が 0.3～2Mpa 未満)	R12,R114, R115,R500,R502	R22	R134a,R32,R407C,R407E, R410A,R507A, R404A
高圧ガス(常用の温度での圧力が 2Mpa 以上)	R13,R503		R23

(3) フロン類回収の基本手順と確認事項

①低圧ガス（常用の温度での圧力が０．３Mpa 未満）の回収

ア　回収装置の準備

省令で冷媒回収口における所定の圧力が 0.03Mpa(-500mmHg)とされていること、及び、回収能力の大きな装置が求められることから、これに合った特殊な回収装置を用意する必要があります。

イ　回収手順と注意事項

機器停止時には、フロン類は主として蒸発器に液体として存在するので、機内を窒素ガス等で 0.02Mpa 程度加圧して液体の状態で回収します。同時に冷凍機油も抜き取るようにして下さい。

液回収後に、回収装置を接続して、所定の吸引圧力以下になるまで残存ガスの回収を行います。通常は、１～２日間回収作業を続ける場合が多いと考えられます。内部ガス温度と吸引圧力によって残ガス量が決まりますが、現状の技術レベルを考慮して、通常の外気温度下で最大 90%以上の回収効率を確保できることを目安にして、省令では所定の圧力は、0.03Mpa に規定されています。

大型機器でフロン類の充てん量が多いことを考慮すると、残存量を極力少なくするためには更に低い圧力まで吸引するほうがよいでしょう。

所定圧力以下まで吸引した後に、回収装置を停止して、回収装置側のバルブを閉止して、圧力の変化を観察します。「一定時間が経過した後」に、所定の圧力以下に保持されていることを確認（この場合、所定の圧力を超えて圧力上昇していたら再度回収を行います。）して、回収作業を終了します。

液体フロンと冷凍機油の回収後に、気体フロンを回収した場合は、３０分程度の時間を置けば十分であると考えられます。

②高圧ガス(常用の温度での圧力が 0.3～2Mpa 未満)の回収

ア　回収装置の準備

現在、市場に流通している多くの回収装置は、この区分のフロン類を回収するために開発されています。実作業上は、次の２点について配慮する必要があります。

・回収できる冷媒の種類

回収装置は高圧ガス保安法に基づく技術基準に従って製造されていることが必要です。各回収装置は、高圧ガス保安法に基づいて、回収できる冷媒の種類を R 番号で指定しています。従って、使用する回収装置が使える冷媒の種類を R 番号で確認する必要があります。

・吸引圧力

省令によってフロン類の充てん量に応じて定められた圧力以下になるまで吸引を行うことになります。従って、使用する回収装置の最大の吸引圧力値などで定められた圧力以下に吸引できることを確認する必要があります。

イ　回収手順と注意事項

・被回収体の冷媒の種類及び充てん量の調査します。
・複雑な冷媒回路を有するシステムにおいては、吸引不可能な密閉空間を形成する場合がありますので、必要に応じて複数箇所から吸引してください。
・冷凍機の運転が可能な場合は、予め暖機運転やポンプダウンを行うと、より確実な回収ができます。
・凝縮機等の冷却水は、予め抜き取ります。
・回収装置を稼動させて、所定の圧力以下まで吸引します。
・回収装置を停止して、回収装置側のバルブを閉止して、圧力の変化を観察します。
・一定の時間経過後に、所定の圧力を超えて圧力上昇していたら再度回収操作を行います。

・所定の圧力以下に保持されていた場合は回収作業を終了します。

・省令で定める「一定時間が経過した後」については、以下を参考に適切な時間が必要です。

所定の圧力まで吸引した後に圧力が上昇するのは、冷凍機油に溶解しているフロン類が外部からの浸入熱によって蒸発することや残存空間から狭い通路を通して吸引空間にフロン類が移動することが原因です。従って、残存する冷凍機油の量が多く温度が低い場合、外気温度が低い場合、フロン類の充てん量と回収装置の能力の比が小さく見掛け上短時間に吸引できる場合、２箇所からの吸引が不可能で１箇所から吸引している場合等においては、時間を長く取る必要があります。

フロン類の充てん量が２kg 未満の場合は、一般的に１０分程度の時間で良いと考えられますが、上記の条件に応じて保持時間を増減する必要があります。

なお、充てん量が２kg 以上の場合は、さらに長い時間が必要となります。

③高圧ガス(常用の温度での圧力が 2Mpa 以上)の回収

ア．回収装置の準備

沸点が極めて低く、常温時のガス圧力が高くなるため、回収装置及び回収容器は、特別の耐圧特性を有するものが必要です。

イ．回収手順と注意事項

基本的に、高圧ガス(常用の温度での圧力が 0.3～2Mpa 未満)の場合と同様です。

「一定時間が経過した後」については、一般的に、高圧ガス(常用の温度での圧力が 0.3～2Mpa 未満)の場合に較べて短時間で良いと考えられます。

(4) 十分な知見を有する者

第一種特定製品の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した方が十分な知見を有する者と考えられます。

なお、業務用冷凍空調機器の回収に関係する資格には、主に以下のようなものがあります。

ア．冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者

イ．高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)

ウ．冷凍空気調和機器施工技能士

エ．高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
オ．フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者
カ．冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
キ．技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械））

５．第一種フロン類回収業者の引渡し

（第一種フロン類回収業者の引渡義務）
法第二十一条第一項　第一種フロン類回収業者は、フロン類を引き取ったときは、自ら再利用（自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にすることをいう。）をする場合その他主務省令で定める場合を除き、フロン類破壊業者に対し当該フロン類を引き渡さなければならない。

（第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外）
省令第七条　法第二十一条第一項の主務省令で定める場合は、第一種フロン類回収業者が引き渡したフロン類を再利用する者又フロン類破壊業者に確実に引き渡す者として都道府県知事が認める者に引き渡す場合とする。

第一種フロン類回収業者は、<u>A 自ら再利用する場合</u>　又は　<u>B 省令で定める場合</u>を除いて、フロン類破壊業者に回収したフロン類を引き渡さなければなりません。

引き渡しを免除される場合については、以下のとおりです。

<u>Aについては、</u>

- 「自ら再利用」には、本法において「自ら冷媒その他製品の原材料として利用する」場合と「冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にする」場合の両方を含むと規定されていることから、例えば回収業者が回収したフロン類を自らフッ素樹脂原料とし利用することだけでなく、フッ素樹脂原料として利用する者に譲渡しようとすることも含みます。
- 「冷媒その他製品の原材料として利用する者」には、冷凍空調機器等に充填する設備工事業者やフッ素樹脂に加工するメーカーのほか、簡易再生フロン類をサービス缶に詰めて売却する者も含みます。
- 「有償若しくは無償で」とあるので、逆有償（回収業者が金銭等を支払って引き取ってもらう場合）は認められません。これは、引取者に不法排出の動機を与えないためです。

・「譲渡し得る状態にする」とは、譲渡する前に一定の限度において保管することを認めるという趣旨です。

Bについては、

・例えば、フロン回収等推進協議会等が設置する中間収集センターや、業務用冷凍空調機器の関係業界が設置する回収冷媒管理センター等が考えられます。これらのセンターにおいて、回収業者から再利用できるフロン類は有償で引き取り再利用に回し、再利用できないフロン類は逆有償で引き取って破壊業者に回す場合があります。
このような逆有償を伴うような形態は、信頼のおける者に限定しないと不法排出が行われるおそれがあり、これらのセンターに限定する趣旨で、都道府県が認める場合に限るとしています。

6．フロン類の運搬に関する基準

(1) フロン類の運搬に関する基準

法第二十一条第二項　第一種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。

（第一種フロン類回収業者等によるフロン類の運搬に関する基準）
省令第八条　法第二十一条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　回収したフロン類の移充てん（回収したフロン類を充てんする容器（以下フロン類回収容器）という。）から他のフロン類回収容器へフロン類の詰め替えを行うことをいう。）をみだりに行わないこと。
二　フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

フロン回収破壊法では、第一種フロン類回収業者が、回収したフロン類をフロン類破壊業者に引き渡すにあたり遵守すべき運搬基準が省令で定められています。

①省令第八条第一号に掲げる「移充てん」とは、回収したフロン類を容器から容器へ移し換えることです。また、これを「みだりに行わない」とは、不必要な移充てんを行ってはならないとの意味です。このことから、例えば回収したフロン類の輸送効率向上等のために行われている中継地点における移充てんなどは、これに該当しません。

②省令第八条第二号は、運搬時のフロン類回収容器の取扱いに関する規定であり、フロン類の排出抑制という観点から、具体的には「漏洩の防止措置を講じる」ことが必要との理由から運搬基準が定められています。

(2) 高圧ガス保安法上の規制

フロン類のうち、高圧ガスに該当するものについては、「高圧ガス保安法」上の基準を遵守しなければなりません。以下、フロン類の回収等に関係する高圧ガス保安法上の基準の概略を示しますが、遵守すべき事項の詳細は高圧ガス保安法を参照してください（項目名の括弧内は「高圧ガス保安法」上の基準の名称。）。

①運搬時における基準（移動の基準）

高圧ガス保安法では、高圧ガスを運ぶことを「移動」と呼んでいます。回収したフロン類が充てんされている容器を回収装置から取り外して「移動」する場合は、高圧ガス保安法の適用を受けます。

②移充てんする場合の基準（高圧ガスの製造の基準）

高圧ガス保安法では、圧縮、減圧等の圧力変化や液化、気化等の相変化することなどを「製造」と称しています。つまり、フロン類を容器から容器へ移し替える場合（移充てんする場合）は、高圧ガス保安法上の「製造」に該当し、その処理能力に応じて届出などが必要となります。

③保管する場合の基準（貯蔵の基準）

高圧ガス保安法では、一時的ではあっても容器を保管する場合、「貯蔵」に該当し、貯蔵量に応じて、届出などが必要となります。

7．第一種フロン類回収業者の記録

①記録の内容

第一種フロン類回収業者の記録する内容は、次のとおりです。

フロンの種類（ＣＦＣ、ＨＣＦＣ、ＨＦＣ）ごとに、

1）回収を行ったときごとに、年月日、第一種特定製品廃棄者の氏名又は名称、第一種特定製品の種類及び台数、回収量。

2）フロン類破壊業者に引き渡したときごとに、年月日、破壊業者の氏名又は名称、引き渡し量。

3）自ら再利用したときごとに、年月日、再利用量。再利用する者に引き渡したときごとに、年月日、引き渡した者の氏名又は名称、引き渡し量。

4）引き渡し先の例外【Ⅱ．５．参照】として都道府県が認めた者に引き渡したときごとに、年月日、引き渡した者の氏名又は名称、引き渡し量。

なお、記録する内容のうち「フロン類の種類」については、ＣＦＣ、ＨＣＦＣ、ＨＦＣの区分のみならず、冷媒番号（Ｒ１２、Ｒ１３４ａ等）を付記しても構いません（例：ＣＦＣ（Ｒ１２））。また、「第一種特定製品の種類」についても同様に、日本商品分類名等の細かい分類（例えば、除湿器、ショーケース等）を付記しても構いません（例：エアコンディショナー（除湿器）、５０kg以上製品（ショーケース））。ただし、報告【Ⅱ．８．参照】に際しては、登録申請の区分に従い報告しなければなりません。

また、整備・修理の際に回収した量についても記録しておいた方が良いでしょう。

②記録方法

・第一種フロン類回収業者の記録は、帳簿【Ⅴ．１０参照】を備え、これを５年間保存することが必要です。
・帳簿のかわりに帳簿は電子媒体等の電磁的方法により作成し、保存することができます。
・帳簿のかわりに伝票を活用してもよいものとします。
・なお、登録を受けた都道府県ごとに報告を行うこととなるので、帳簿の段階で回収した場所等の記録を都道府県ごとに分けておくほうが良いでしょう。

８．都道府県への報告

①報告義務

第一種フロン類回収業者は、【省令で規定する様式第三】により作成した報告書に必要事項を記載をした上で、年度終了後４５日以内（５月１５日まで）に都道府県に提出しなければなりません。

年度は毎年４月１日から翌年３月３１日までとします。

報告は登録を受けた都道府県ごとに行うことになります。この場合、登録した都道府県内での区域（回収した場所）に関する回収量等が対象となり、これを報告することになります。例えば、○○県で回収した回収量等は○○県へ、▲▲県で回収した回収量等は▲▲県へ、それぞれ報告することになります。

なお、回収量等の実績が無い場合であっても、報告する必要があります。

②報告内容

報告書に記載する内容は次のとおりです。

フロンの種類ごとに、

１）回収した第一種特定製品の種類ごとの台数及び回収量

２）フロン類破壊業者に引き渡した量
３）自ら再利用した量（再利用する者に引き渡した量を含む。）
４）引き渡し先の例外【Ⅱ．５．参照】として都道府県が認めた者に
引き渡した量
５）年度末の保管量

９．主務大臣への通知

①通知義務

各都道府県は、第一種フロン類回収業者からの報告を集計し、【省令に規定する様式第四】により作成した通知書に必要事項を記載した上で、年度終了後４ヶ月以内に環境大臣又は経済産業大臣のいずれかに２通提出することになります。

②通知内容

通知書に記載する内容は次のとおりです。
フロン類の種類ごとに、
１）回収した第一種特定製品の台数
２）回収量
３）フロン類破壊業者に引き渡された量
４）再利用等された量
【８．②の３)と４)の合計量】
５）年度末の保管量

Ⅲ．特定製品の表示（第一種特定製品の表示に関する考え方）

（表示）

法第六十六条　特定製品の製造等を業として行う者は、当該特定製品を販売する時までに、当該特定製品に冷媒として充てんされているフロン類に関し、当該特定製品に、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一　当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと。

二　当該特定製品（当該特定製品が第二種特定製品である場合にあっては、使用済自動車に係るもの）を廃棄する場合には、当該フロン類の回収が必要であること。

三　当該フロン類の種類及び数量

第一種特定製品の表示に関する考え方は、以下のとおりです。

①表示を行う者

・生産工場でフロン類を充てんする第一種特定製品については、機器製造者が表示を行うこととなります。

・第一種特定製品の設置場所または装着場所で、冷媒配管等の工事を行い、設置または装着工事後にフロン類の充てんまたは数量の調整を行う場合は、充てんまたは調整を行う者が表示を行うこととなります。

・第一種特定製品を輸入する場合は、輸入業者が表示を行うこととなります。

②表示目的対象者について

第一種特定製品の所有事業者及び第一種フロン類回収業者の双方が視認できることが必要です。特に、フロン類の種類及び充てん数量については、第一種フロン類回収業者が視認できることが必要です。

③表示箇所について

・第一種特定製品は、形態や使用状況が多岐に渡っているので、表示箇所を画一的に決めることはできませんが、表示の確認が容易に行えるよう、同類に扱える製品群毎に極力統一を図ることが必要です。

・第一種特定製品自身には、適正に視認できる箇所が無く、機器に接続された周辺の箱体等に表示せざるを得ない場合があることにも配意することが必要です。

・上記及び②を考慮して、適切な表示箇所を選択できるような柔軟性を持

たせる必要があります。

④表示の方法について

表示のサイズや文字のレイアウトなどについては、視認が容易となる大きさ、配置となるよう工夫することとし、その内容を明確に記載することが必要です。

また、表示事項が何らかの理由により、視認できなくなることが無いよう、容易に消滅しない方法で表示を行わなければなりません。例えば、製品銘板への打刻、印刷シールの活用、表示を透明シールで覆うなどの方法、また設置時において充てん量等を追記する場合については、箱体の内部に表示するなどの方法が考えられます。

⑤表示のイメージ

法で定める表示すべき事項を踏まえ、第一種特定製品の場合、例えば次のような表示内容が考えられます。

ラベルA（設置場所で冷媒の充てんを行う場合）

フロン回収破壊法　第一種特定製品

1)フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。
2)この製品を廃棄する場合には、フロン類の回収が必要です。
3)冷媒の種類及び数量

		数量（kg）	
種類	冷媒番号	出荷時	設置時
HFC	R○○○		
HCFC			

※　設置場所で冷媒の充てんを行う場合で、製品銘板や設置サービス要領図にフロン類の種類及び数量の記入個所が無いときの表示です。

設置時に充てんした事業者は、フロンの種類及び数量を記入しなければなりません。また、自らの事業者名を明らかにする表示をすることを推奨します。

ラベルB（機器製造工場で冷媒の充てんを行う場合）

フロン回収破壊法　第一種特定製品
この製品には冷媒として、※○○○○が使われています。 1)フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。 2)この製品を廃棄する場合には、フロン類の回収が必要です。 3)フロン類の種類及び数量は、製品銘板あるいは設置サービス要領図に記載されています。

※　フロン類の種類及び数量について、高圧ガス保安法、ＪＩＳ規格、業界規格等に基づいて、製品銘板や設置サービス図に表示する場合の表示です。

なお、○○○○には、「HCFC」あるいは「HFC」のいずれかが入ります。

ラベルC（機器製造工場で冷媒の充てんを行う場合）

フロン回収破壊法　第一種特定製品
1)フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。 2)この製品を廃棄する場合には、フロン類の回収が必要です。 3)冷媒の種類及び数量

種類	冷媒番号	数量（kg）
ＨＦＣ	Ｒ○○○	
ＨＣＦＣ		

※　製品銘板や設置サービス要領図にフロン類の種類及び数量の記入個所が無いときで、例えば、冷凍冷蔵車の架装部分や大型・小型特殊自動車に搭載されているエアコンディショナーなどに表示をする場合です。

また、冷凍冷蔵車を例にとると、第一種特定製品（架装部分）と第二種特定製品（運転席のエアコン）が混在しているため、これらを区別するため、架装部分については、ラベルＣの表示事項の「第一種特定製品」の次に「（冷凍・冷蔵機器）」という文字を追記して表示することが適当です。

Ⅳ．特定製品の整備の際の遵守事項

特定製品を整備する際にフロン類の回収を行う場合については、廃棄時と同様にフロン類の回収は行われるものの、回収されたフロン類は、再度、機器に充てんされる場合がほとんどであるため、フロン回収破壊法に規定されている登録制度等の対象とはされていません。フロン回収破壊法の登録制度等は、特定製品が廃棄される際にフロン類を回収する業者が対象となっています。

しかしながら、整備時にフロン類を回収する場合にも、フロン類の排出抑制に努める必要があります。法第六十七条に、特定製品の整備時においても、廃棄時の基準である回収に関する基準（法第二十条第二項）及び運搬に関する基準（法第二十一条第二項）に従ってフロン類の回収、運搬を行わなければならないと規定されています。

なお、この回収に関する基準のうち「所定の圧力」まで吸引しなければならないことについては、整備時であって、冷凍サイクルに残留したフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合は、適用されません。

また、整備時に回収されたフロン類を廃棄する必要がある場合には、許可を受けたフロン類破壊業者へ引き渡すことが適当です。

Ⅴ．資料

１．フロン類の種類

フロン類の種類である、ＣＦＣ、ＨＣＦＣ、ＨＦＣの３区分にそれぞれ分類される冷媒番号区分について、オゾン層保護に関する法律第二条、地球温暖化対策の推進に関する法律第二条及び米国 ASHRAE34 規格を参考にした分類例を下表に示します。なお、混合冷媒の扱いは、その成分に CFC を含むものは CFC に、HCFC と HFC の混合体は HCFC に分類することとします。

種類	冷媒番号	化学記号	成分（組成比）
CFC	**R**11	$CFCl_3$ (CFC11)	
	R12	CF_2Cl_2 (CFC12)	
	R113	$C_2F_3Cl_3$ (CFC113)	
	R114	$C_2F_4Cl_2$ (CFC114)	
	R115	C_2F_5Cl (CFC115)	
	R13	CF_3Cl (CFC13)	
	R500		**CFC12**/HFC152a(73.8/26.2)
	R501		HCFC22/**CFC12**(75.0/25.0)
	R502		HCFC22/**CFC115**(48.8/51.2)
	R503		HFC23/**CFC13**(401./59.9)
	R505		**CFC12**/HCFC31(78.0/22.0)
	R506		HCFC31/**CFC114**(55.1/44.9)
HCFC	R123	$C_2HF_3Cl_2$(HCFC123)	
	R124	C_2HF_4Cl(HCFC124)	
	R22	C_2HF_2Cl(HCFC22)	
	R401A		**HCFC22**/HFC152a/HCFC124(53/13/34)
	R402A		HFC125/HC290/**HCFC22**(60/2/38)
	R403A		HC290/**HCFC22**/FC218(5/75/20)
	R405A		**HCFC22**/HFC152a/**HCFC142b**/FC-C318(45/7/5.5/42.5)
	R406A		**HCFC22**/HC600a/HCFC142b(55/4/41)
	R408A		HFC125/HFC143a/**HCFC22**(7/46/47)
	R409A		**HCFC22**/HCFC124/HCFC142b(60/25/15)
	R411A		HC1270/**HCFC22**/HFC152a(1.5/87.5/11.0)
	R412A		HCFC22/FC218/**HCFC142b**(70/5/25)
	R509A		**HCFC22**/FC218(44/56)
HFC	R23	CHF_3(HFC23)	
	R32	CH_2F_2(HFC32)	
	R125	C_2HF_3(HFC125)	
	R134a	CH_2FCF_2(HFC134a)	
	R143a	CF_3CH_3(HFC143a)	
	R404A		HFC125/143a/134a(44/52/4)
	R407C		HFC32/125/134a(20/40/40)
	R407E		HFC32/125/134a(25/15/60)
	R410A		HFC32/125(50/50)
	R507A		HFC125/143a(50/50)
	R508A		HFC23/FC116(39/61)

２．第一種特定製品の種類

第一種特定製品の種類、①エアコンディショナー（フロン類の充てん量が５０kg 未満）、②冷蔵機器及び冷凍機器（フロン類の充てん量が５０kg 未満）、③フロン類の充てん量が５０kg 以上の第一種特定製品にぞれぞれ分類されている機器については、日本標準商品分類の大分類 6：中分類 56　冷凍機、冷凍機応用製品及び装置を基本にして、以下のように分類されます。

	分類番号	商　品　名
①エアコンデショナー（フロン類の充てん量が 50kg 未満のもの）		
	562119	その他自動車用エアコンデショナー（法第二条 3 の対象外商品） ・ 道路運送車両法第三条に規定する小型自動車又は軽自動車であって、二輪のもの（側車付きのものを含む） ・ 道路運送車両法第三条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車 ・ 被けん引車
	56212	鉄道車両用エアコンデショナー
	56213	航空機用エアコンデショナー
	56219	その他輸送機械用エアコンデショナー
	5622	ユニット形エアコンデショナー
	5623	除湿機
	562411	圧縮式空気調和用リキッドチリングユニット（遠心式・容積圧縮式）
	5629	その他の空気調和器
②冷蔵機器および冷凍機器（フロン類の充てん量が 50kg 未満のもの）		
	5612	コンデンシングユニット
	5631	冷凍冷蔵庫、冷蔵庫及び冷凍庫
	5632	ショーケース
	5633	飲料用冷水機及び氷菓子装置.
	5634	製氷機
	5635	輸送用冷凍・冷蔵ユニット
	5636	定置式冷凍・冷蔵ユニット
	56371	冷凍冷蔵用リキッドチリングユニット（遠心冷凍機・スクリュー冷凍機等）
	5639	その他冷凍冷蔵機器
	564	冷凍機応用製品（ヒートポンプ給湯器等）
	5651	空気調和装置（クリーンルーム等）
	5652	冷凍冷蔵装置（倉庫用・凍結用・原乳用等）
	5659	その他の冷凍機応用装置
	58111～112	飲料自動販売機・食品自動販売機
③フロン類の充てん量が 50kg 以上の第一種特定製品		
	上記①及び②の製品のうちフロン類の充てん量が 50kg 以上のもの	

３．登録申請書の記載要領

新規は未記入。更新時には、「登録番号」と登録年月日を記入する。

様式第１（第２条関係）
（表面）

第一種フロン類回収業者~~登録の更新~~登　　録申請書

該当しない方を消す。

※登録番号	
※登録年月日	

平成 *１３* 年 *１２* 月 *２５* 日　←　申請する日を記入

○○県知事　△△　■■　殿

（郵便番号）*１２３－４５６７*
住　　所 ★★県霞ヶ関市日本 *８－９－１０*　←　第一種フロン類回収業を行う者の氏名（個人）又は名称（法人）を記入。
氏　　名 フロン回収破壊株式会社
　　代表取締役　回収　太郎　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 *（１２３）４５６－７８９０*

第９条第２項
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律~~第１２条第２項~~
の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類回収業の者~~登録の更新~~登　　録を申請します。

事業所の名称及び所在地

名　称	**フロン回収破壊株式会社　虎ノ門事業所**
所在地	（郵便番号）*０９８－７６５４* ○○県虎ノ門市経済 *３－２－１* 電話番号 *（０９８）７６５－４３２１*

回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類

回収の対象とする第一種特定製品の種類	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー((3)に該当するものを除く。)	○	○	
(2)冷蔵機器・冷凍機器((3)に該当するものを除く。)	○	○	
(3)フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品		○	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能　力	
	200g/min未満	200g/min以上
CFC用	*３* ←　台	台
HCFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HCFC兼用	*３*　台	*２* ←　台
CFC、HFC兼用	台	台
HCFC、HFC兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台

該当する欄に全て○を付ける。
記入例は、、CFCとHCFCが充てんされている(1)ｴｱｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ、CFCとHCFCが充てんされている(2)冷蔵機器・冷凍機器、HCFCが(3)50kg以上充てんされているｴｱｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ・冷蔵機器・冷凍機器からフロン類を回収する場合。

所有あるいは利用可能な回収機器について、設備の種類ごとに能力に応じて、台数を記入

様式第１
（裏面）

備考１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。
２　「回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
３　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
６　下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

※注：事業所が複数の場合の申請方法については、【Ⅴ．４参照】によってください。

４．同一区域内にフロン類の回収を行う事業所が複数の場合の申請方法

同一区域内に複数の事業所を有する事業者は、事業所毎に「回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類」及び「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」を登録する必要があります。

事業者が一括して複数事業所を登録申請する場合には、以下の方法によって行うことができます。

なお、「フロン類回収設備の台数」については、当該事業所が利用可能である回収機器を全て記入してください（事業者全体で所有するフロン類回収設備を複数事業所で利用する場合、登録をするそれぞれの事業所において利用可能な数を登録してください。重複可）。

添付書類については、登記簿謄本や欠格事項に該当しないことを説明する書類については一通、フロン類回収設備の所有権（使用する権原）を証する書類、フロン類回収設備の種類及び能力を説明する書類については、それぞれの事業所の申請書「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」に記入されたものに対応した書類を添付してください。

申請書１枚目

様式第１（第２条関係）

（表面）

第一種フロン類回収業者登　録／~~登録の更新~~申請書

※登録番号	
※登録年月日	

*平成１３*年*１２*月*２５*日

○○県知事　△△　■■　殿

（郵便番号）*１２３－４５６７*
住　　所 ★★県霞ヶ関市日本 *８－９－１０*
氏　　名 フロン回収破壊株式会社
代表取締役　回収　太郎 印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 *(１２３)４５６-７８９０*

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第９条第２項／~~第１２条第２項~~の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類回収業の者登　録／~~登録の更新~~を申請します。

事業所の名称及び所在地

名　称	**フロン回収破壊株式会社　虎ノ門事業所**
所在地	（郵便番号）*０９８－７６５４* ★★県虎ノ門市経済 *３－２－１* 電話番号*(０９８)７６５－４３２１*

回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類

回収の対象とする第一種特定製品の種類	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー((3)に該当するものを除く。)	○	○	
(2)冷蔵機器・冷凍機器((3)に該当するものを除く。)	○	○	
(3)フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品		○	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能　力	
	200g/min未満	200g/min以上
CFC用	*３*　台	台
HCFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HCFC兼用	*３*　台	*２*　台
CFC、HFC兼用	台	台
HCFC、HFC兼用	台	台
CFC､HCFC､HFC兼用	台	台

一枚目は、記載要領に従い全て記入。

申請書２枚目以降

様式第１（第２条関係）

（表面）

第一種フロン類回収業者登　録／登録の更新申請書

※登録番号	
※登録年月日	

年　　月　　日

都道府県知事　　殿

（郵便番号）
住　　所

印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第９条第２項／第１２条第２項の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類回収業者の登　録／登録の更新を申請します。

事業所の名称及び所在地

名　称	**フロン回収破壊株式会社　桜田門事業所**
所在地	（郵便番号）*０９８－５４６７* ★★県桜田門市環境 *３－１－２* 電話番号*(０９７)８６５－４３１２*

回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類

回収の対象とする第一種特定製品の種類	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー((3)に該当するものを除く。)		○	
(2)冷蔵機器・冷凍機器((3)に該当するものを除く。)		○	
(3)フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品			

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能　力	
	200g/min未満	200g/min以上
CFC用	台	台
HCFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HCFC兼用	*３*　台	台
CFC、HFC兼用	台	台
HCFC、HFC兼用	台	台
CFC､HCFC､HFC兼用	台	台

２枚目以降には、「事業所の名称」以下について記入。なお、事業所が３箇所以上ある場合には、２枚目と同様の要領で申請書に必要事項を記入する。

5. フロン回収破壊法に係る各都道府県登録窓口（第一種フロン類回収業者）

都道府県	第　1　種　特　定　製　品			
	本庁問い合わせ先（担当課）		登録窓口	
北海道	環境生活部環境室廃棄物対策課	０１１－２３１－４１１１	環境生活部環境室廃棄物対策課	０１１－２３１－４１１１
青森県	環境生活部環境政策課大気班	０１７－７２２－１１１１ （内線３７４７）	環境生活部環境政策課大気班	０１７－７２２－１１１１ （内線３７４７）
岩手県	環境生活部環境保全課大気係	０１９－６２９－５３５９	平成１３年度中　　環境保全課 平成１４年４月１日以降　地方振興局保健福祉環境部	０１９－６２９－５３５９
宮城県	環境生活部環境政策課	０２２－２１１－２６６１	環境生活部環境政策課	０２２－２１１－２６６１
秋田県	生活環境文化部環境政策課大気班	０１８－８６０－１６０４	生活環境文化部環境政策課大気班	０１８－８６０－１６０４
山形県	文化環境部環境政策推進室環境保護課	０２３－６３０－２３３８	文化環境部環境政策推進室環境保護課	０２３－６３０－２３３８
福島県	生活環境部環境政策課	０２４－５２１－７２５０	平成１３年度中　　環境政策課 平成１４年４月１日以降　未定	０２４－５２１－７２５０
茨城県	生活環境部環境対策課	０２９－３０１－２９６１	生活環境部環境対策課	０２９－３０１－２９６１
栃木県	生活環境部環境管理課	０２８－６２３－３１９１	生活環境部環境管理課	０２８－６２３－３１９１
群馬県	環境生活部環境保全課	０２７－２２６－２８３３	環境生活部環境保全課	０２７－２２６－２８３３
埼玉県	環境防災部青空再生課	０４８－８３０－３０５７ ０４８－８３０－３０５８	（平成１３年度中） 環境防災部青空再生課 （平成１４年度から） 中央環境管理事務所 西部環境管理事務所 西部環境管理事務所東松山支所 秩父環境管理事務所 北部環境管理事務所 東部環境管理事務所 東部環境管理事務所越谷支所	
千葉県	環境生活部大気保全課大気監視システム室	０４３－２２３－３８０３	環境生活部大気保全課大気監視システム室	０４３－２２３－３８０３
東京都	環境局環境改善部環境保安課	０３－５３８８－３５４２ ０３－５３２１－１１１１ （内線４２－４３５）	環境局環境改善部環境保安課	０３－５３８８－３５４２ ０３－５３２１－１１１１ （内線４２－４３５）
神奈川県	環境農政部大気水質課	０４５－２１０－４１１１	大気水質課（横浜市、川崎市、県外分） 横須賀・三浦地区行政センター環境部 県央地区行政センター環境部 湘南地区行政センター環境部 足柄上地区行政センター環境部 西湘地区行政センター環境部 津久井地区行政センター環境部	
新潟県	環境生活部環境企画課	０２５－２８０－５３３９	環境生活部環境企画課	０２５－２８０－５３３９
富山県	生活環境部環境保全課	０７６－４４４－３１４５	生活環境部環境保全課	０７６－４４４－３１４５
石川県	環境安全部環境政策課	０７６－２２３－９１６７	環境政策課	０７６－２２３－９１６７
福井県	福祉環境部環境政策課	０７７６－２０－０３０２	福井健康福祉センター、坂井健康福祉センター、 奥越福祉センター、丹南福祉センター、 二州福祉センター、若狭福祉センター	
山梨県	森林環境部環境活動推進課	０５５－２２３－１５０６	森林環境部環境活動推進課	０５５－２２３－１５０６
長野県	生活環境部公害課	０２６－２３２－０１１１ ０２６－２３５－７１７７	生活環境部公害課	０２６－２３２－０１１１ ０２６－２３５－７１７７
岐阜県	健康福祉環境部環境管理課	０５８－２７２－１１１１ （内線２６９３）	岐阜地域振興局、西濃地域振興局、西濃地域振興局揖斐事務所、中濃地域振興局、中濃地域振興局武儀事務所、中濃地域振興局郡上事務所、東濃地域振興局、東濃地域振興局恵那事務所、飛騨地域振興局、飛騨地域振興局益田事務所	
静岡県	環境部環境共生総室地球環境室地球環境スタッフ	０５４－２２１－３６６４	環境部環境共生総室地球環境室地球環境スタッフ	０５４－２２１－３６６４
愛知県	環境部大気環境課規制グループ	０５２－９６１－２１１１ （内線３０３３，３０３４）	環境部大気環境課又は県保健所 （申請者の事務所所在地等により受付窓口は異なる） ※Ｈ１４．４．１以降は県事務所 （申請者の事務所所在地等により受付窓口は異なる）	
三重県	環境部大気水質課	０５９－２２４－２３７９	各県民局生活環境部（県下９ヶ所）	
滋賀県	琵琶湖環境部環境政策課大気騒音担当	０７７－５２８－３４５８	琵琶湖環境部環境政策課大気騒音担当	０７７－５２８－３４５８
京都府	企画環境部環境企画課地球環境推進室	０７５－４１４－４７０８	府内各保健所又は、地球環境推進室	
大阪府	環境農林水産部環境管理課（平成１３年３月まで、４月以降未定）	０６－６９４１－０３５１ （内線３８５６）	環境農林水産部環境管理課（平成１３年３月まで、４月以降未定）	０６－６９４１－０３５１ （内線３８５６）

兵庫県	県民生活部環境局大気課	０７８－３４１－７７１１	未定	
奈良県	生活環境部環境管理課大気係	０７４２－２２－１１０１ （内線３３９８）	生活環境部環境管理課大気係	０７４２－２２－１１０１ （内線３３９８）
和歌山県	環境生活部環境管理課	０７３－４４１－２６８３	和歌山市内及び県外業者　環境管理課 上記以外 海南、岩出、高野口、湯浅、御防、田辺、新宮保健所及び新宮保健所古座支所 の８ヶ所（各保健所が管轄する市町村）	
鳥取県	生活環境部環境政策課	０８５７－２６－７２０６	鳥取保健所、鳥取保健所郡家支所、倉吉保健所、米子保健所、米子保健所根雨支所（正式決定ではありません）	
島根県	環境生活部環境政策課	０８５２－２２－５２７７	環境生活部環境政策課	０８５２－２２－５２７７
岡山県	生活環境部環境管理課	０８６－２２６－７３０５	生活環境部環境管理課	０８６－２２６－７３０５
広島県	環境生活部環境局環境対策室	０８２－２２８－２１１１ （内線２９１７）	地域事務所厚生環境局環境管理課 （広島、呉、芸北、東広島、尾三、福山、備北）	
山口県	環境生活部環境政策課環境保全室大気環境班	０８３－９３３－３０３４	各健康福祉センター	
徳島県	県民環境部環境局循環型社会推進課	０８８－６２１－２２０９	県民環境部環境局循環型社会推進課	０８８－６２１－２２０９
香川県	生活環境部環境局環境保全課	０８７－８３２－３２１９	生活環境部環境局環境保全課	０８７－８３２－３２１９
愛媛県	県民環境部環境局環境政策課地球環境係	０８９－９４１－２１１１ （内線２４４４）	愛媛県県民環境部環境局環境政策課 伊予三島保健所衛生環境課 新居浜保健所衛生環境課 西条中央保健所環境保全課 今治中央保健所環境保全課 松山中央保健所環境保全課 大洲保健所衛生環境課 八幡浜中央保健所環境保全課 宇和島中央保健所環境保全課	０８９－９４１－２１１１ ０８９６－２３－３３６０ ０８９７－４４－４５５０ ０８９７－５６－１３００ ０８９８－２３－２５００ ０８９－９４１－１１１１ ０８９３－２４－３１６５ ０８９４－２２－４１１１ ０８９５－２２－５２１１
高知県	文化環境部環境保全課	０８８－８２３－９６８５	文化環境部環境保全課（総合保健所窓口を検討中）	０８８－８２３－９６８５
福岡県	環境部環境保全課	０９２－６４３－３３６０	環境部環境保全課	０９２－６４３－３３６０
佐賀県	環境生活局環境課大気係	０９５２－２５－７７７４	環境生活局環境課大気係 （平成１４年４月以降については未定）	０９５２－２５－７７７４
長崎県	県民生活環境部環境保全課	０９５－８２４－１１１１ （内線２３５４） ０９５－８２２－４７２１	西彼保健所、県央保健所、県南保健所 県北保健所、五島保健所、上五島保健所 壱岐保健所、対馬保健所	
熊本県	環境生活部環境保全課	０９６－３８３－０１１１ （内線７３３７，７３３８， ７３３９）	環境生活部環境保全課	０９６－３８３－０１１１ （内線７３３７，７３３８， ７３３９）
大分県	生活環境部環境管理課大気保全担当	０９７－５３６－１１１１ （内線３１１６）	生活環境部環境管理課大気保全担当	０９７－５３６－１１１１ （内線３１１６）
宮崎県	生活環境部環境政策課	０９８５－２６－７０８５	生活環境部環境政策課	０９８５－２６－７０８５
鹿児島県	環境生活部環境政策課	０９９－２８６－２５８７	環境生活部環境政策課	０９９－２８６－２５８７
沖縄県	文化環境部環境保全課	０９８－８６６－２２３６	北部保健所、石川保健所、コザ保健所、中央保健所 南部保健所、宮古保健所、八重山保健所	

6．フロン類回収装置の種類及び能力一覧表

登録申請書の際に必要となる「回収設備の種類」と「能力を示す書類」を作成する場合の参考としてまとめたものです。

社　　名	機種名「型式」	回収できる冷媒フロン類の種類			回　収　能　力			通産省検定又は自己認証品	備　考 (回収できるフロンの冷媒番号)
		CFC	HCFC	HFC	100g以下	100g 200g	200g以上		
アイハラ	AFC-04	○	○			○		○＊	12.22.502
アキツ精機	IHA-R12	○			○			○	12
	IHA-R134a			○	○			○	134ａ
	IHA-R22		○			○		○	22
	IHA-R500	○				○		○	500
	IHA-R502	○				○		○	502
	IHA-R12M	○				○		○	12
	IHA-R134aM			○		○		○	134ａ
	IHA-R22M		○			○		○	22
	IHA-R502M	○				○		○	502
	IHA-R22B		○				○	○	22
アサダ	4000J	○	○	○		○		○＊	12.22.134a.
	4000JⅡ	○	○	○		○		○	12.22.134ａ.407.410
	R50	○	○	○		○		○	12.22.134ａ.407.410
	R60	○	○	○		○		○	12.22.134ａ.407.410
	R60S	○	○	○		○		○	12.22.134ａ.407.410
	R120W	○	○	○			○	○	12.22.134ａ.407.410
インフィコン	EMRT-41	○	○	○		○		○	12.22.134ａ.407.410
奥田工機	RGC-101	○			○			○＊	12
	RGC-102	○			○			○＊	12
	RGC-103	○		○	○			○＊	12.134ａ
	FRS-42-1	○		○		○		○＊	12.134ａ.114
	RGC-104	○		○	○			○	12.134ａ
	RGC-105	○		○	○			○	12.134ａ
	RGC-105M			○	○			○	12.134ａ
オ-ム電気	PRS650A			○	○			○＊	134a
	PRS650B	○			○			○＊	12
	PRS650DA			○	○			○＊	134ａ
	PRS650DB	○			○			○＊	12
	TX-200	○	○	○	○			○＊	12.22.134ａ.502
カルソニック	C-01RE-A	○			○			○＊	12
	C-01RE-B	○			○			○＊	12
環境システム	RC-223	○	○	○		○		○＊	12.22.134ａ.114.502
ケントム－ア	17350	○			○			○＊	12
コ-パック (タカヤマ設備)	KPK-01A	○	○		○			○＊	12.22
	KPK-02B	○	○	○		○		○＊	12.22.134a.500.502
	KPK-02Y	○	○	○		○		○＊	12.22.134a.500.502
	KPK-02E	○	○	○		○		○＊	12.22.134a.500.502
	KORPAK-27	○	○	○		○		○	12.22.134a.500.502
	IRS-9000	○	○	○		○		○	12.22.134ａ.407.410
	PROMAXRP5000	○	○	○		○		○	12.22.134a.500.502
	PROMAXRP5410	○	○	○		○		○	12.22.134ａ.407.410
五洋電気	JYR12-A	○			○			○＊	12
正栄電機	CT-1	○	○		○			○＊	12.22.502
三協自工	MRC300	○			○			○＊	12
三洋電機	SRU-400R	○	○			○		○＊	12.22.500.502
	SFR-3300	○	○	○		○		○＊	12.22.134a.500.502

社　　名	機種名「型式」	回収できるフロン類の種類			回　収　能　力			通産省検定又は自己認証品	備　　考 (回収できるフロンの冷媒番号)
		CFC	HCFC	HFC	100g以下	100g 200g	200g以上		
ＧＥアプライアンス	01636	○	○		○			○＊	12.22.500.502
ジャテック	17100	○			○			○	12
	17500	○			○			○	12
	17350C	○			○			○＊	12
	17400	○			○			○＊	12
	17500B	○	○		○			○＊	12.22.500.502
	25200A	○	○	○	○			○＊	12.22.134ａ.500.502
	17620J	○	○	○	○			○＊	12.22.134ａ.500.502
	34400			○	○			○＊	134ａ
	17505J	○	○	○	○			○＊	12.22.134ａ.500.502
	17650J	○	○	○	○			○＊	12.22.134ａ.502
	17660B	○	○	○	○			○＊	12.22.134ａ.500.502
	ACR5J	○		○	○			○＊	12.134ａ
	34700			○	○			○＊	134ａ
	25152B	○	○	○	○			○	12.22.134ａ.407.410
	25200B	○	○	○	○			○＊	12.22.134ａ.407.410
ゼクセル ｺｰﾙﾄﾞｼｽﾃﾑｽﾞ ゼクセル ﾊﾟﾚｵｸﾗｲﾒｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙ	ZRR07-10A	○				○		○＊	12
	ZRR02-11A	○				○		○＊	12
	ZRR07-12A	○				○		○＊	12
	ZRR07-10A1	○				○		○＊	12
	ZRR07-12B	○				○		○＊	12
	ZRR21-20A			○		○		○＊	134ａ
	1070XL	○		○		○		○	12.134ａ
ダイキン	PV04A	○	○			○		○＊	12.22.502
	CFK-H3J	○				○		○＊	12
大昭和産業	01090			○		○		○＊	134ａ
タスコジャパン	TA110R	○	○	○		○		○	12.22.134ａ.407.410
	TA110A	○	○	○		○		○	12.22.134ａ.407.410
	TA110B	○	○	○		○		○	12.22.134ａ.407.410
	TA110C	○	○	○			○	○	12.22.134ａ.407.410
中京ＥＧ	F-40	○	○			○		○＊	12.22.502
中国冷空工	CFR-125L	○	○			○		○＊	12.22.502
	CFR-125LⅡ	○	○			○		○＊	12.22.502
デンゲン	CS-RF100	○			○			○＊	12
	CS-RF100Y	○			○			○	12
	CS-RF134Y			○	○			○	134ａ
	CS-RF50YD	○	○	○	○			○	12.22.134ａ
	CS-RF80YD	○	○	○	○			○	12.22.134ａ
	CS-RF55YD	○	○	○	○			○	12.22.134ａ.502
	CS-RF85YD	○	○	○	○			○	12.22.134ａ.502
	CS-RF500YD	○	○	○		○		○	12.22.134ａ.407.410
	CS-RF210	○		○	○			○	12.134ａ
	CS-RF210SX	○		○	○			○	12.134ａ
デンソ- 日本電装	ESR-10AC	○			○			○＊	12
	ESR-10ACR	○			○			○＊	12
	ESR-20ACR	○		○	○			○＊	12.134ａ
東芝キヤリアＥＧ	FR-PM182	○	○	○	○			○	12.22.134ａ.407.410
	FR-FM201	○	○	○		○		○	12.22.134ａ.407.410
	FR-FM1001	○	○	○			○	○	12.22.134ａ.407.410

社　名	機種名「型式」	回収できるフロン類の種類			回　収　能　力			通産省検定又は自己認証品	備　考 (回収できるフロンの冷媒)
		CFC	HCFC	HFC	100g 以下	100g 200g	200g 以上		
東洋キヤリア	12RA001100-21	○	○			○		○＊	12.22.500.502
桃陽電線	MINI-R	○	○	○	○			○	12.22.134ａ.500.502
	GOLDEN-NAGGET	○	○	○	○			○	12.22.134a.**407.410**
トキメック	FK-1	○			○			○＊	12
	FK-2	○			○			○＊	12
中島自動車電装	NA-601	○			○			○＊	12
	NA-610	○	○		○			○＊	12.22
	NA-810	○	○		○			○＊	12.22.502
	NA-811	○	○	○	○			○	12.22.134ａ.502
	NA-710	○	○				○	○＊	12.22.502
	NA-711	○	○	○			○	○	12.22.134ａ.502
	NA-600	○		○		○		○	12.134a
	NA-400	○		○		○		○	12.134a
	NA-1100	○	○	○		○		○＊	12.22.134ａ.500.502
	NA-1100S	○	○	○		○		○	12.22.134ａ.500.502
	NA-730	○	○	○			○	○	12.22.134ａ.500.502
	NA-730S	○	○	○			○	○	12.22.134ａ.500.502
	NA-740	○	○	○			○	○	12.22.134ａ.**407.410**
	NA-740S	○	○	○			○	○	12.22.134ａ.**407.410**
	NA-750S	○	○	○			○	○	12.22.134ａ.**407.410**
	NA-1000W	○	○	○		○		○	12.22.134ａ.500.502
	NYR-600NA	○	○	○		○		○	12.22.134ａ.500.502
	CAL-400	○		○		○		○	12.134a
	NRU-21	○	○	○		○		○	12.22.134ａ.500.502
	NA-21	○	○	○		○		○	12.22.134ａ.500.502
ハマ冷機	EJ-R753A	○	○			○		○＊	12.22.502
日立カーエレクトロニクス	HR2000	○			○			○＊	12
	HR5000	○			○			○＊	12
日立空調システム	SE-20RU	○	○			○		○＊	12.22.500.502
	SE-21RU	○	○	○		○		○＊	12.22.134ａ.500.502
日立製作所	SRP-02	○					○	**不要**	**11**
	SPC-03	○					○	**不要**	**11**
	YF-01S	○					○	**不要**	**11**
文化貿易工業	CR500J	○	○	○	○			○	12.22.134a.**407.410**
	CR600J	○	○	○		○		○	12.22.134a.**407.410**
	RM-14000	○	○	○	○			○	12.22.134a.**407.410**
ホーザン	HA‐1000	○		○		○		○	12.134a
松下電器	CFR‐1020R		○			○		○＊	22
	CFR‐2020S	○	○			○		○＊	12.22
	CFR‐1020S	○	○			○		○＊	12.22.
マツダ産業	MFR‐910	○			○			○＊	12
	MFR‐930	○			○			○＊	12
	MFR‐925	○			○			○＊	12
	MFR‐240	○	○			○		○＊	22.502
	MFR‐940	○			○			○＊	12
	MFR‐410			○	○			○＊	134a
三笠サービス	R300‐MH	○			○			○＊	12

社　名	機種名「型式」	回収できるフロン類の種類			回　収　能　力			通産省検定又は自己認証品	備　考 (回収できるフロンの冷媒番号)
		CFC	HCFC	HFC	100g 以下	100g 200g	200g 以上		
三菱重工	URR102	○				○		○＊	12
	URR103	○				○		○＊	12
	URR103A	○				○		○＊	12
	URR103B	○				○		○＊	12
	URR120	○					○	○＊	12
三菱重工冷熱機材	MOR751	○	○	○			○	○＊	12.22.500.502
	MOR400	○	○	○		○		○＊	12.22.134ａ.500.502
	MOR405J	○	○	○		○		○	12.22.134ａ.500.502
	MOR405JH	○	○	○		○		○	12.22.134a**.407.410**
	MOR405JHX	○	○	○		○		○	12.22.134a**.407.410**
	RP5410	○	○	○		○		○	12.22.134a**.407.410**
	MOR4000J	○	○	○		○		○＊	12.22.134a.
三菱電機エンジニアリング 三菱電機ビルテクノサービス	FR-06A	○	○	○	○			○	12.22.134ａ.500.502
	FR-06B	○	○	○		○		○	12.22.134ａ**.404.410**
	FR-20A	○	○	○		○		○＊	12.22.134ａ.114.502
	MRK-06A	○	○	○	○			○＊	12.22.134ａ.500.502
	MRK-20A	○	○	○		○		○＊	12.22.134ａ.114.502
	MRK-50A	○	○				○	○＊	12.22.502
ヤマダコーポレーション	RRS-20	○		○		○		○	12.134ａ
	RCS-20	○		○		○		○	12.134ａ
	PFR-10	○	○	○		○		○	12.22.134ａ**.404.410**
ユニクラ	ｾﾙｺﾝ 8000	○				○		○＊	12
	ｾﾙｺﾝ 1000AB	○				○		○＊	12
ﾛﾃｯｸｽ	RP-5000	○	○	○		○		○	12.22.134ａ.500.502
	RP-5410	○	○	○		○		○	12.22.134a**.407.410**
渡商会	ｶﾞｽﾊﾟｯｸ 12V1	○			○			○＊	12

自己認証品は○
通産省検定は○＊
（通産省の検定制度については、平成９年４月に既に廃止されており、それ以降製造された回収装置は全て自己認証品となっています。）

７．法第１１条第１項各号に該当しない者であることを誓約した旨の書面の例

誓　約　書

登録申請者及びその役員は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第１１条第１項各号に該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

申　請　者　　印

知　事　殿

8．登録審査評価事例

第一種フロン回収業者の登録申請の際には以下の事項を評価することとなっています。

ア．フロン類の回収に使用する回収設備の種類が、回収しようとするフロン類の種類に対応していること。
イ．フロン類の充てん量が５０kg以上の第一種特定製品の場合には、回収設備が、１分間に２００ｇ以上のフロン類を回収できる能力を有すること（複数の回収設備の能力の合計でも良い。）。

「ア．」と「イ．」それぞれの事項について、評価事例を以下に示しましたので申請の際にご参照ください。

「ア．」についての事例

基準を満たす例

様式第１（第２条関係）
（表面）

第一種フロン類回収業者登　録（~~登録の更新~~）申請書

事業所の名称及び所在地

名　称	フロン回収破壊株式会社　虎ノ門事業所
所在地	（郵便番号）０９８－７６５４ ★★県虎ノ門市経済３－２－１ 電話番号(０９８)７６５－４３２１

回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類

回収の対象とする第一種特定製品の種類	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー((3)に該当するものを除く。)	○		
(2)冷蔵機器・冷凍機器((3)に該当するものを除く。)	○		
(3)フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品			

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能力	
	200g/min未満	200g/min以上
CFC用	1 台	台
HCFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HCFC兼用	台	台
CFC、HFC兼用	台	台
HCFC、HFC兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台

回収しようとするフロン類「CFC」とフロン類回収設備の種類「CFC用」が一致している。

基準を満たさない例

様式第１（第２条関係）
（表面）

第一種フロン類回収業者登　録（~~登録の更新~~）申請書

事業所の名称及び所在地

名　称	フロン回収破壊株式会社　桜田門事業所
所在地	（郵便番号）０９８－５４６７ ★★県桜田門市環境３－１－２ 電話番号(０９７)８６５－４３１２

回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類

回収の対象とする第一種特定製品の種類	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー((3)に該当するものを除く。)			○
(2)冷蔵機器・冷凍機器((3)に該当するものを除く。)			○
(3)フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品			

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能力	
	200g/min未満	200g/min以上
CFC用	1 台	台
HCFC用	1 台	台
HFC用	台	台
CFC、HCFC兼用	台	台
CFC、HFC兼用	台	台
HCFC、HFC兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台

回収しようとるすフロン類の種類と回収設備の種類が一致していない。

「イ．」についての事例

基準を満たす例

様式第１（第２条関係）
（表面）

第一種フロン類回収業者登　録（~~登録の更新~~）申請書

事業所の名称及び所在地

名　称	フロン回収破壊株式会社　虎ノ門事業所
所在地	（郵便番号）０９８－７６５４ ★★県虎ノ門市経済３－２－１ 電話番号(０９８)７６５－４３２１

回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類

回収の対象とする第一種特定製品の種類	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー((3)に該当するものを除く。)	○	○	
(2)冷蔵機器・冷凍機器((3)に該当するものを除く。)	○	○	
(3)フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品		○	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能力	
	200g/min未満	200g/min以上
CFC用	台	台
HCFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HCFC兼用	台	2 台
CFC、HFC兼用	台	台
HCFC、HFC兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台

回収対象特定製品に(3)の充てん量が50kg以上の第一種特定製品があり、回収設備の能力が200g/min以上あるので、一致している。

基準を満たさない例

様式第１（第２条関係）
（表面）

第一種フロン類回収業者登　録（~~登録の更新~~）申請書

事業所の名称及び所在地

名　称	フロン回収破壊株式会社　桜田門事業所
所在地	（郵便番号）０９８－５４６７ ★★県桜田門市環境３－１－２ 電話番号(０９７)８６５－４３１２

回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類

回収の対象とする第一種特定製品の種類	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー((3)に該当するものを除く。)	○	○	
(2)冷蔵機器・冷凍機器((3)に該当するものを除く。)	○	○	
(3)フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品		○	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能力	
	200g/min未満	200g/min以上
CFC用	台	台
HCFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HCFC兼用	1 台	台
CFC、HFC兼用	台	台
HCFC、HFC兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台

回収対象特定製品の種類と回収設備の能力が一致していない。

９．都道府県による第一種フロン類回収業者登録通知書の例

第一種フロン類回収業者登録通知書

住　所
氏　名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

第１０条第２項
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第１２条第２項
第１３条第２項

第一種フロン類回収業者として登録した
の規定により、登録の更新を行った　　ことを通知する。
登録の変更を行った

都道府県知事　　印

登録番号
登録年月日
有効期間満了年月日

１０．第一種フロン類回収業者の記録参考様式

第一種特定製品に関する（ＣＦＣ／ＨＣＦＣ／ＨＦＣ）回収・処理等記録表

番号	年月日	事業所名(破壊業者への引渡しの場合は許可番号についても記載)	住所	修理／廃棄(０／１)	(1)エアコンディショナー（(3)に該当するものを除く）		(2)冷蔵・冷凍機器（(3)に該当するものを除く）		(3)フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品		その他引取り量（有償・無償引取り分）	再利用量		省令第７条の規定により引き渡した量	破壊依頼量	保管量
												自ら再利用	再利用する者に譲渡			
					台数	回収冷媒量(kg)	台数	回収冷媒量(kg)	台数	回収冷媒量(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)